

大阪地方裁判所委員会（第21回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

10月13日（水）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成22年10月13日（水）午後1時40分から午後4時20分まで

2 場所

東大阪簡易裁判所会議室

3 出席者

（委員）秋山恵一，朝比奈千秋，櫻田嘉章，塩崎隆敏，西田正吾，西脇一枝，弘本由香里，薬師寺玲，山口信吾，吉岡康生，吉川純一，高村順久，並木正男，吉野孝義（敬称略）

（説明者）三浦正信，垣見修

（事務担当者）山下郁夫，新屋眞宏，福井将人

（庶務）竹口智之，山本さおり

4 配布資料

リーフレット「初めて簡易裁判所を利用される方のために」，「ご存じですか？簡易裁判所の民事訴訟」ほか

5 議題

(1) 簡易裁判所の役割と機能の充実

ア 東大阪簡易裁判所の概要説明

イ 東大阪簡易裁判所の庁舎見学

(2) 意見交換

(3) 次回テーマ

6 議事

(委員長：■ 委員（法曹関係者）：○ 委員（学識経験者）：◇ 説明者，
事務担当者及び庶務：▲)

(1) 大阪地方裁判所長のあいさつ



(2) ア 東大阪簡易裁判所の概要説明



イ 東大阪簡易裁判所の庁舎見学



(3) 意見交換

◇：ラウンドテーブル法廷で行われる事件については，傍聴をすることができるのか。

■：通常訴訟であれば，法廷は原則公開となっており，傍聴することができる。非公開の事件であれば傍聴することができない。調停事件でラウンドテーブル法

廷を使用することもあるが、その場合は非公開となり、傍聴することができない。

◇：傍聴席とラウンドテーブルとの間の距離が近いように感じるが、危険なことはないのか。また、近い距離に傍聴人がいることにより、当事者の方が発言しにくいといったようなことはないのか。

■：危険については抽象的にはあると考えられるが、ラウンドテーブル法廷の安全面については、特に、通常法廷と変わらない。危険が予想される事件については、警備要請をすることになる。

裁判官や書記官が当事者から危害行為を受けたということは、ほとんどないと思われる。

▲：私の経験においてもラウンドテーブル法廷内での危害行為はなかった。また、当事者が傍聴人に気兼ねして発言できないということは、ないと思われる。原告も被告も言いたいことは発言してもらえるようにしている。



通常法廷



ラウンドテーブル法廷

◇：少額訴訟事件が増えているとのことであるが、どういった事案が多いのか。

▲：事件の種類としては、交通事故における物損請求，給与の未払金請求，敷金の返還請求などが多い。

◇：全国的にも同じような傾向なのか。少額訴訟が増えている原因は何か。

▲：全国的なものだと思われる。少額訴訟が増えている理由は、原則1回で終了することが大きいと思われる。原告，被告ともお互いに1回で終了させたいという意識が強い。ほかには、司法委員の活躍が大きく影響していると思われる。

▲：大阪簡易裁判所では、少額訴訟の申立てが、2009年までは年900件前後あり、本年3月までは増加傾向であったが、今年の4月以降、申立てが減少し、昨年比で20パーセントほど減少している。

事件類型としては、東大阪簡易裁判所と同様であるが、最近の傾向としては、建物明渡しに伴うリフォーム費用や清掃費用を大家さんが請求する事件が増えている。

◇：裁判の管轄は、相手方の所在地が基準になると思うが、東大阪簡易裁判所の訴訟や調停の当事者は、東大阪市や八尾市に住んでいる人が多いのか。

▲：原告、被告ともに管轄内に住んでいる人が多いと思われる。

◇：東大阪簡易裁判所の規模であれば、原告、被告が同じ町内に住んでいたりと、町ですれ違ったりすることが多いのではないかと。同じ町内同士のトラブルについて、上手く解決すればいいが、そうでなければ問題が起きるようなことにならないか。

▲：隣人訴訟は多い。隣人訴訟については、和解で解決することが難しいこともあるが、裁判所という第三者機関で話し合いをするということに意味があると考えている。

◇：当事者同士が、直接話をする、喧嘩になることや場合によっては傷害事件等に発展することもある。裁判所で話し合いをするといったことが、そのようなことを未然に防ぐことに役に立っていると思う。

管轄する東大阪市と八尾市の人口を東大阪簡易裁判所で申し立てられる年間の事件数で割ると、350人に1件くらいの割合になる。また、原告、被告の双方で考えると約200人に1件となる。人口に対する事件数は他の簡易裁判所に比べて多いような印象を受ける。

■：そのような観点から検討したことがないため、他の簡易裁判所に比べて事件が多いのか少ないのか把握できていない。

隣人訴訟を話し合いで解決した経験があれば聞かせて欲しい。

- ▲：騒音に関する隣人訴訟については、騒音といってもある意味、うるさいと感じるかどうかは、個人差があり、証拠に残りにくいことからもとても難しい問題がある。

私が経験した近隣のトラブル事案の一つであるが、原告宅と被告自宅の間に塀を作りたかった原告が、塀を作ることに被告の承諾を求めて承諾請求を提起した事案があった。もともと原告宅と被告宅との通路は、自由に行き来していた経緯もあり、被告としては、塀を建てることに反対してなかなか話し合いができなかった。しかし、被告は、原告がどのような塀を建てるのか関心を持っていたため、原告側でどのような塀を建てるのか塀の仕様についてあらかじめ出してもらい、お互いに譲歩してもらいながら工事を進め、この工事の完了を待って最終的に和解が成立し、解決したことがあった。

- ◇：訴訟に持ち込まずADRの方が、比較的穏やかに解決することが可能なものもあるのではないかと。町の中の敷居の低い裁判所を目指すということであれば、市民に対して問題解決方法を提案しADRとはこういうものであるというPR活動や普及活動をしていくといった社会的活動をされていくのもいいのではないかと。

- ：裁判所には裁判所内のADRと言われる調停手続があり、かなり利用はされているが、まだまだという言い方もできると思う。昨年、議論いただいた際にもPR活動をもっとすべきであるという意見を頂いたが、裁判所としても、少しずつであるがPR活動を行っている。裁判所外のADRは、弁護士会を始めとしていろいろな団体が作っておられる。このようなADRとの連携を図り、ADRのような手段もあるということが、社会の中でますます広がってほしいと思っている。

- ◇：弁護士会、司法書士会、行政書士会、士業団体で総合紛争解決センターというADRを作っている。私自身も和解あっせん委員を務めているが、最近では事件が増えており、近隣訴訟も申立てがある。裁判所の調停もそうであるが、士業

団体もPR活動を行っていてかなり増えている。PRが十分に行き渡っているかどうかという問題があると思う。

- ◇：ユーザーフレンドリーということで、インターネットがあらゆるところで利用されている。裁判所を利用する当事者もインターネットで解決方法について情報を収集し、申立てをしてきている。ADR等のPRについてもインターネットでできればいいと思っている。現在では、それぞれが勝手にホームページを作成し、情報を流しているのだから、不正確な情報もあり、それを是正するためにも裁判所から情報を提供すればいいのではないのか。
- ◇：東大阪簡易裁判所独自でPR的なことをしているのか。
- ▲：東大阪簡易裁判所独自で取り組んでいるようなことは特にない。
- ◇：本庁と東大阪簡易裁判所の両方に管轄があるような事案があるのか。その場合は、どのように振り分けをおこなっているのか。
- ▲：東大阪簡易裁判所と本庁の両方に管轄のある事案はある。簡易裁判所は簡易な事件を取り扱う裁判所であるため、たとえば、不動産に関する事件で鑑定が必要な複雑な事件等は、地方裁判所で処理している。また、刑事事件のうち罰金刑については簡易裁判所が担当している。
- ◇：人口が減っているところや増えているところがあると思うが、人口や事件数によって簡易裁判所の配置や人員の配置を調整しているのか。
- ：簡易裁判所の設置については、国会で決められるものであるが、私の記憶によると、1980年代後半に支部・簡易裁判所の統廃合が行われた。その際は、事件数、アクセス等を勘案し、いろいろと検討した上でかなりの統廃合が行われたと聞いている。この統廃合の際に、大阪については、大阪市内の複数の簡易裁判所を大阪簡易裁判所に統合したが、他には統廃合の対象となった支部や簡易裁判所はなかった。それから20年近く経過しているが、それ以降、統廃合は特に進められていない。



- ：刑事の公判事件が減少したのは、区検の事件を地検で取り扱うようになったことが、大きく影響しているのか。枚方簡易裁判所の公判事件で国選弁護を依頼されたことがあるが、その当時はかなりの事件数があったように思う。
- ▲：枚方簡易裁判所も同様の状況なので、公判事件の受理件数は10件未満であると思われる。
- ：刑事の公判事件が減少しているのは、区検の事件を地検が取り扱うようになったことが影響しているのは間違いないと思われる。
- ◇：簡易裁判所の訴訟事件が控訴される割合はどの程度か。
- ▲：控訴は非常に少ない。
- ▲：控訴申立ては、本日現在で49件である。10か月で49件なので年間で60件から70件くらいだと思われる。ほとんどが過払金返還請求事件における控訴である。
- ◇：簡易裁判所で取り扱われる民事訴訟事件は、140万円以下ということであるが、この140万円以下という基準はどのように決められたのか。
- ：国会で決められたことであるが、昭和29年以降は10万円以下、昭和45年以降は30万円以下、昭和57年以降は90万円以下と従前の3倍で推移していた。平成16年に140万円以下に決められた。事物管轄の額が上がれば簡易裁判所に事件が集中し、地方裁判所の事件が減少するということが繰り返されてきた。
- ◇：事物管轄が140万円になって簡易裁判所の扱う事件は増えたとのことであるが、資料によると東大阪簡易裁判所の事件数は、増えていないのではないか。
- ：たしかに東大阪簡易裁判所では増えていない。
- ◇：事物管轄が上がったことによる影響がないとすると、訴訟の申立てのうち、半分は過払金返還訴訟ということなので、そういった意味では訴訟は増えていないということか。事件数が増えて訴訟社会になってきたと世の中では言われているが、意外にも日本人の穏便に済まそうという性質は変わっていないと感じ

る。

- : 大阪地方裁判所の民事訴訟の新受事件数を見ると、昨年は2万件を超えたが、そのうちの4割は過払金返還請求事件であった。そうすると、それ以外の事件は1万2,3000件となるが、平成12年ころの新受事件数が、1万2,3000件であるので10年前からあまり変わっていないという見方もできる。
- ◇ : 東大阪簡易裁判所の調停申立件数は年間300件であるので、1日1件程度の申立てがあるということになる。人口が77万人で1日1件の申立てであれば平和な社会だと印象である。
- ◇ : 数年前から東大阪簡易裁判所の近くに勤めているが、この辺り河内の中心であり、人情に厚い方が多いと感じている。事件にこういった地域の特性も表れているのではないか。東大阪簡易裁判所の事件の特徴といったものはあるのか。
- ▲ : 地域の特性はあまり気づいていないが、調停における賃料請求事件や土地建物の明渡し請求事件など不動産に関する事件が、他の簡易裁判所に比べて多いと感じている。土地所有者が多く、また土地を借地している方も多く、サブリース料や賃料に関する事件など不動産に関する事件が多いのが東大阪簡易裁判所の特徴と思われる。その他は、労働者が労働基準監督署に相談に行き、訴訟や少額訴訟を勧められて申立てをすることが多いようで、給与に関する事件が多いように思われる。
- : 確かに東大阪は昔からの地主の方が多いと感じる。地主に借地権の買い取りを求めるケースなど不動産に関する事件が多いと思う。
- ▲ : 裁判所に来庁される方の特徴としては、気軽に手続相談や申立てに来られ、また、交番のように道を尋ねて来られるなど、フレンドリーで物怖じしない方が多いように感じる。



◇：玄関ロビーにおいて流れていたVTRを見ている方はいるのか。

▲：あまりいないように思われる。

◇：調停委員として調停に立ち会っている時に感じていることであるが、当事者の方は調停室にこわごわ入ってこられ、非常に緊張しているように思われる。東大阪簡易裁判所ではそのようなことはないのか。

▲：フランクな方が多いように感じる。

◇：それは建物が威圧的でないことも影響しているように感じる。

■：東大阪簡易裁判所は街の真ん中に建っており、比較的、来庁しやすい簡易裁判所と言えらると思う。



庁舎外観



庁舎入口

◇：日ごろ、相談員として仕事をしているので、少額訴訟や調停を勧めることが多い。ただ、相談者に少額訴訟を勧めても、裁判所には行きたくないと言う方が多い。特に高齢の方は裁判所には行きたくない、裁判までしなくても誰か近所の方が、間に入って話をしたいと言われる。一般人、特に高齢者には裁判所は敷居が高いと感じているのではないか。そういった意味ではまだまだPR活動が必要だと思う。

■：東大阪簡易裁判所では、年配の来庁者が来られることは多いのか。

▲：夫婦で来られる方が多い。

◇：私が相談を受けている地域は、大きな団地があり、独居老人が多く入居されている。公団ではペットを飼ってはいけない規則になっているが、飼っている人が多いのか、ペットの鳴き声がうるさいなど近隣のトラブルについての相談が

多い。当人同士で話し合いをするのが一番だと思い、調停を勧めるが、裁判所に行くことを躊躇されて申立てに踏み切れないようである。

- ◇：相談を受ける際に、双方の話聞くことはできるのか。片方だけの話を聞くことになるのか。
- ◇：相談者の話しか聞くことができない。公団は直接関与せず、間に入ることもないようである。
- ◇：新聞社にもトラブルの相談ということで電話がかかってくることもある。ちょうど少額訴訟が始まった頃に裁判担当をしていて、少額訴訟を取り上げたことがあった。その時にある人から「インスタントラーメンを買ったところプラスチックのかけらが入っていたため、食品会社に問い合わせをしたが、食品会社はきちんとした対応をしてくれなかった。お金の問題ではないと何度も説明をしたが取り合ってくれない、どうしたらいいのか。」という相談があった。少額訴訟を勧めたところ、申立てをされ、結果、勝訴されたという事案があった。申立てをした方は、裁判は敷居が高く費用も時間もかかるというイメージであったが、1回で終わったことも非常に良かったし、訴状のひな型もあって利用しやすかったと感想を持たれたようである。反対に食品会社からは、こういう訴訟をたくさん申し立てられると困るのであまり取り上げないで欲しいと言われた。
- ▲：東大阪簡易裁判所は、距離が近く来庁しやすいため、比較的気軽に裁判所に来ていただけていると思われる。
- ◇：東大阪や八尾市は中小企業の街であり、ここで生活がなりたっている人が多いと思われる。たとえば、奈良で住んでいて、大阪で勤務している人にとっては、裁判所までの距離が遠く感じると思う。生活と職場が一緒である人とサラリーマンとでは裁判所までの距離感が違い、サラリーマンをしていると裁判をするのは大変だという感覚がある。東大阪で生活して働いていると何らかで用事で裁判所の周りに来ることもあるだろうし、東大阪簡易裁判所はそういった意味

で身近に感じられる裁判所であり申立ての割合も違うのではないか。住宅街の裁判所と町の中の裁判所という違いを考えて、たとえば、大企業を経由してPRをすればもっと裁判所の利用率が上がるのではないかと感じた。

■：人口と事件数との法社会学的な分析や簡易裁判所の配置をどう考えていくかなど、委員の方からとても貴重な意見をいただき、様々な切り口で考えていくことが大切だと感じさせられた。

◇：申立てをする際は、来庁しないといけないのか。インターネットでの申立てはできないのか。



▲：郵送でも申立てをすることができる。

▲：支払督促については、インターネットでの申立ては、東京簡裁に集約されていてできる。

◇：韓国に行くとインターネットで申立てをすることができる。日本はそういった手段を使うことについて裁判所だけが遅れているような印象を受ける。本人訴訟の率はどの程度か。

▲：過払金返還請求の申立てについては、弁護士及び司法書士が代理人となって申し立てる事件が多い。過払金返還訴訟以外の事件では、本人訴訟も一定程度あるが、司法書士による申立てが多く、弁護士による申立ては少ない。

◇：調停も同様の傾向か。

▲：本人申立てもあるが、弁護士による申立ても多い。

◇：過払金返還請求の事件について弁護士がよくない関わりをしているとNHKの番組で取り上げられているのを見たことがある。そこで紹介されていたのは、北海道の人がインターネットで東京の弁護士に依頼したところ、返還金をなかなか返してくれず、振込があったお金から多額の報酬を抜き取るという手法をとっているというものであった。東大阪簡易裁判所では東京の弁護士からの申立てなどはないのか。

▲：私の経験ではなかった。弁護士が原告の代理人になっている場合でも基本的に

は大阪の弁護士である。

▲：大阪簡易裁判所の調停事件で、本人と業者との間で申立てに必要な計算書を1社につきいくらと決め、業者が計算書を作成する契約をしているものや、業者が、本人に代わり計算書を作成し、本人が申立てをし、過払金の支払いがあればそこから3割から4割の報酬を受け取っているという話を聞いたことがある。弁護士でも司法書士でもない業者が非弁行為を行っている可能性があるため、調停係では、非常に気をつけて処理をしているとのことである。極端な例でいうと消費者金融業社のキャッシングのATMのところで待っていて声を掛けているという話も聞いたことがある。

◇：簡易裁判所は、非常に少ない人数なので、一人で多様な事件を担当することになり、大変だと思うが、独立簡易裁判所ならではの苦労はあるのか。

▲：大変と言えば大変であるが、モデルケースを教えてもらったり、研究会や協議会を行ったり、資料の提供を受けたりするなど様々な面で本庁と連携を図っているため、本庁と併設している簡易裁判所と大きな差はないと思われる。

ただ、一人で様々な事件を担当するため、時間の配分が難しい。判決を起案しているときに、令状請求が来ると即時に処理しないといけないため、頭の切り替えが難しい。

◇：令状についても管轄があるのか。

▲：令状請求については、管轄内の4つの警察署から請求がくることになる。

◇：勾留質問室があったが、今も使っているのか。

▲：区検が勾留請求を取り扱っている時にはよく使用していた。勾留請求があったときに勾留請求を行うために設置されている。

○：少額訴訟のうち、物損請求が多いとのことであるが、双方ともに過失のある事案についても少額訴訟手続で行うのか。

▲：被告が通常訴訟への移行を希望しなければ、少額訴訟で審理を行う。答弁書に相手方の過失を主張するような記載があれば、答弁書の他に証拠書類を提出す

るよう促す。期日までに資料等を当事者双方に準備してもらい、期日には司法委員にも立会をしてもらい、当事者双方から詳しい事情を聴くことになる。

- ：少額訴訟は弁護士が関与しないことを前提に作られた制度であるが、当事者本人が実況見分調書等の証拠書類を集めることは難しいのではないか。
- ▲：実況見分調書がある場合は、事前に取り寄せてもらっている。物損の場合は、実況見分調書がほとんどないため、保険会社の調査報告書やそれもない場合は本人が作成した書面を期日までに用意してもらうことになる。そのために期日を一か月ぐらい先に指定している。
- ：1回で終了するためには、当事者に相当の準備をしてもらう必要がある。すべての主張・立証準備をしてから期日を迎える必要があるため、証拠書類などを準備してもらうことになる。ただし、原則1回で結審して判断するか和解で解決するため、当事者にとっては大きなメリットがあると思われる。
- ：簡易裁判所のあり方については変わることはないが、地域の中でどのようにやっていくのか、利用する人の視点を考えていく必要がある。ADRや法テラスとの関係についても裁判所が中心になるかは別であるが、利用される方が何度も同じ話をしなくていいような仕組みを作っていく必要があると思われる。



玄関ロビー



受付窓口

- ：施設について、司法制度改革の利用しやすい親しみやすい裁判所ということから、玄関ドアを自動ドアに、執務室のドアをガラス戸に、トイレをきれいに、また多目的トイレを設置するなど、ここ数年で少しずつ改修を進めており、世界的にはまだまだ不十分な点があるかもしれないが、大阪管内の簡易裁判所に

ついて、一応、改修工事が終了した。

◇：外観は別として、設備は整えられていると思う。ただ、少し絵が少ないように感じた。すべての部屋に絵や写真を飾るといいのではないか。病院では、半ば強制的に患者さんやその家族が来られることもあり、リラックスしてもらうために絵や写真や人形を置いたりしている。裁判所にもそのような環境があればよりよくなると思われる。

■：調停室についてはすべての部屋に絵を飾っていると思われる。来庁される方が緊張しないようにリラックスする空間を作ることは大事なことだと考えているので今後ともいろいろな観点から努力をしていきたい。



調停室



待合室

◇：京都家裁では、待合室について、待合室で待っている者同士が、トラブルやいがみ合うことがないように配慮し、背中合わせに座るのでなく顔が見えるよう椅子の向きを変え、少しでもリラックスできよう本を設置するなどの環境を整えたと聞いている。

◇：場所にもよると思うが、クラシックの音楽を流すという方法は裁判所にも向いているのではないか。

◇：以前、裁判官が法律雑誌で調停室などに花を一輪置いたらどうかと提案されている文献を読んだことがある。

■：待合室については、申立人・相手方と待合室を分け、観葉植物を置くなど少しずつではあるが、ここ数年来で整備を行ってきた。裁判所に来庁される方が、裁判所にいる間に不快感を持つことのないように、今後もさらに整備していき

たいと思っている。

本日は委員の皆様からたくさんの御意見を頂き、ありがとうございました。

7 次回の予定

(1) 次回大阪地方裁判所委員会（第22回）開催日

未定

(2) テーマ

「裁判員制度の運用状況と改善点」について

